



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

今回は、特別受益について説明します。

特別受益

例えば、子供が家を購入する際に、親から援助を受けることがあると思います。その後、親が亡くなって、相続となった際、援助を受けた子供と援助を受けない子供が、援助を考慮せず、平等に亡くなった際の遺産を受け継ぐことにすると援助を受けていない子供は不公平だと思ってしまうかと思いますが、これについては法律ももつともなことだと認めて、援助を考慮に入れて、遺産を配分することを認めています。

まず、どのような場合に特別受益となるかですが、遺言によって一部の相続人が財産をもらった場合、婚姻のために財産をもらった場合、住宅購入の資金等として財産をもらった場合などが特別受益となります。

次に、特別受益がある場合に遺産の取り分をどのように計算するかについてですが、特別受益分を遺産に

加えて、取り分を計算し直すという方法になります。例えば、100万円を援助を受けた子供と全く援助を受けない子供がいて、親が亡くなった際の遺産の額が100万円だとします。子供の1人が受けた援助が特別受益と認められると、この100万円を親が亡くなった際の遺産100万円に加えます。そうすることで遺産を200万円だと考え、これを相続分に従って分けると、子供それぞれの取り分は、100万円となります。そして、特別受益を受けている相続人が既に受け取っている分をこの100万円から差し引きします。特別受益を加えて計算した取り分(100万円)から援助を受けた額(100万円)を差し引くとゼロとなります。親が亡くなった際、残っていた100万円の財産は、援助を受けていない子供が全て受け継ぐこととなります。遺産に援助を加えて、実際の配分の際に援助分を差し引くと理解してもらえればと思います。

以上が特別受益の制度です。次回からは、寄与分について説明します。

賠償請求

はお済みですか？

第4回 宅地・建物・借地権

東京電力の賠償は損害項目が多岐にわたっています。損害項目別にシリーズ化して解説しますので、ご一読ください。第4回は請求が済んでいない方向けの「宅地・建物・借地権」です。

内容

宅地・建物・借地権の賠償は、浪江町から届いた固定資産税課税台帳を東京電力へ提出後にスタートし、賠償対象資産を確認する「請求書①」と、賠償金額の算定方法を選択する「請求書②」の2段階の請求になります。所有している建物が未登記・未課税でも請求することができますので、以下の請求の流れをご覧ください。

〈所有している建物が未登記・未課税の場合〉

(1) 東京電力へご連絡いただき未登記・未課税の建物があることをお伝えください。請求書①が送られてきます。既にお手元に請求書①がある場合は、そちらをお使いください。

請求書②まで請求を進めている場合や、既に他の資産で賠償済みでも、未登記・未課税の建物があることに気が付いた場合は、追加で請求できますので、東京電力へご連絡ください。

(2) 請求書①中の「D3 追加でご記入いただく建物の情報」へ当該建物の情報をできる限り

記入し、東京電力へご返送ください（建物請負契約書がある場合にはご提出ください）。

(3) 請求書②が送られてきますので、内容をご確認いただき「現地評価を希望する」として、東京電力へご返送ください（建物請負契約書を提出された場合は、「個別評価」または「現地評価」を選択することになります）。

(4) 東京電力が当該建物を現地評価で確認します。**評価は請求者等の立会いが必要です。**

建物の底地の所有者が他者の場合等は、「借地権の記載のある賃貸借契約書」または「建物、構築物、庭木の所有に関する確認書」等の提出が必要になります。

(5) 東京電力より現地評価によって算定された賠償金額の記載された合意書が送付されます。

東京電力連絡先

土地・建物・家財について ☎0120(926)596
受付時間：9時から19時（月～金曜日、祝日を除く）
9時から17時（土・日曜日、祝日）

☎総合窓口課 賠償支援係 ☎0243(62)1105